

第 3 期事業年度

事業報告

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

株式会社脱炭素化支援機構

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は令和4年7月施行の「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正法」に基づき、カーボンニュートラルに資する事業活動に対してリスクマネー供給等を行うことにより、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展という政策目的の実現に寄与することを目的として、同年10月に設立いたしました。

設立以降、国内外の脱炭素ビジネス・投資及び関連する政府・地方行政による政策は、目まぐるしく変化しており、例えば令和6年度は、国際的には、エネルギー安全保障の要請の高まり、米国のトランプ政権下におけるパリ協定離脱の動きなど、気候変動対策を取り巻く環境は厳しさを増しています。

一方、我が国は、改定地球温暖化対策計画及び第7次エネルギー基本計画においても、引き続き世界全体での1.5℃目標の実現に向け脱炭素を推進する方針を掲げています。

このような様々な変化がある中、引き続き当社は設立理念に基づき、カーボンニュートラルへ向かう道程において社会経済上の新たな価値を創造し続け、同時に経済成長を図っていく必要があると考えています。

令和6年度においては、前年度に引き続き積極的な採用や株主からの出向派遣による人員体制の増強や、規程類やシステム等業務基盤の整備を進めつつ、投融資の積み上げを第一義として取り組み、積極的なソーシング活動や18件の支援決定を実施してまいりました。

具体的には、民間株主を始めとした大企業や大手・地方金融機関、地域企業、地方環境事務所及び各種コミュニティ等に対して積極的なソーシング活動や情報交換を通して、支援決定候補案件のプールを着実に増加させており、その結果、データセンター、蓄電池、脱炭素先行地域案件、洋上風力発電に関するサプライチェーン企業、水素・陸上養殖・地域案件に特化したファンドなど、新たな領域に対し支援決定を行ってまいりました。

さらに、中期的なビジネスの展開を目指して、民間株主や大手企業等に対するアプローチやコミュニティ等への参画のほか、株主及び支援事業者を対象としたビジネス交流会の開催、セミナーへの登壇などを通して、新たなソーシングルートの開拓及び関係構築も行いました。

モニタリングについては、業界動向把握、時価評価の実施及びリスクカテゴリー設定の検討など、リスク管理手法の具体化・実践を行い、それに沿ったモニタリングを進めてまいりました。

また、リスク管理体制強化のため、業務継続計画(BCP)策定も行っております。

当期においては、営業収益は、利息収入等により4億41百万円となりました。

一方、営業費用は、人員体制の整備や、投資事業有限責任組合への LP 投資に伴う投資事業組合運用損、営業投資有価証券の減損処理等により 8 億 49 百万円となりました。この結果、当期の営業損失は 4 億 7 百万円、営業貸付金の為替差損等を加えた経常損失は 5 億 61 百万円、当期純損失は 5 億 64 百万円となりました。

また、投資活動の結果、当期末における貸借対照表上の営業投資有価証券は 84 億 82 百万円、営業出資金は 19 億 57 百万円、営業貸付金は 68 億 66 百万円となりました。

（２）設備投資等の状況

当期中に重要な設備投資は実施しておりません。

（３）資金調達の状況

当期については、政府からの 70 億円の出資のほか、当社の趣旨に賛同いただいた民間企業から 1 億円の出資を受け、計 71 億円の資金調達を実施しております。

（４）対処すべき課題

「（１）事業の経過及びその成果」で記載のとおり、国内外の脱炭素ビジネス・投資及び関連する政府・地方行政による政策の変化が続いております。そうした中でも、当社は短期的な政治動向に過度に揺さぶられることなく、当社 Purpose で掲げる「カーボンニュートラルへの挑戦を通じて、豊かで持続可能な未来を創る」を実現するため、「持続可能で良質な案件の形成・支援」が期待されていると考えており、そのためにも、資金・情報・人材等の確保が課題となっています。

脱炭素に向かう新しいビジネスや投資に対して、必要となる資金を確保し、事業遂行上の課題や制約への対応も含めた様々な情報、知見、ノウハウを共有するとともに、ビジネスや投資の担い手となる人材を育成・確保していくことも急務であり、当社は、こうした諸課題を解決するための資金供給、情報の共有・発信、人材育成に努めてまいります。

具体的には、第一に、地域だけではなく全国規模、さらには日本国外におけるエネルギー・ものづくり・資源循環などの多種多様な事業領域に対して、積極的かつ幅広く資金供給を行い、投融資実績を積み上げていきます。また、「新しい地方経済・生活環境創生本部」で提言された「地方創生 2.0」を背景とした、新しい地方経済の創生につながる事業に対して優先的に資金供給を行う「地方創生 2.0 重点イニシアティブ」を推進するため、当社は、この枠組みに伴い確保された産業投資措置額 200 億円を活用し、地方創生に資する案件を積極的に支援していきます。そのためにも、84 社の民間企業株主や、地域の金融機関、関係省庁など、多様なステークホルダーとの関係性を強化していきます。

第二に、温室効果ガスや社会経済上のインパクトの特定・事前評価・継続的評価を通じて、事業者による価値創造を促します。

第三に、環境省とも連携し、判断が必ずしも容易ではない新しい分野領域に対する知見も含めて、それらの評価の知見・経験を、株主等のステークホルダーをはじめ広く社会に還元します。

第四に、株主等からの出向派遣を含め、多様な人材の確保に努め、事業者等に対して付加価値あるソリューションやインパクト評価を提案できる人材を育成していきます。

第五に、投融資活動の成果も活かしつつ、株主、事業者などの幅広いステークホルダーに対して、個別・コミュニティ経由でネットワークングし、技術や資金、担い手などをつなげて、新しい取組みを生み出していきます。

このような投融資活動等の実効性を高めるため、経営状況の共有化等による社内ガバナンスの向上及び人的体制の拡充も引き続き計画的に実施してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 1 期	第 2 期	第 3 期
	〔 自 令和 4 年 10 月 28 日 至 令和 5 年 3 月 31 日 〕	〔 自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日 〕	〔 自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日 〕
経 常 損 失	204,749	557,917	561,105
当期純損失	205,879	561,717	564,905
1 株当たり当期 純損失 (円)	504	1,289	971
総 資 産	20,296,909	28,303,201	34,838,881
純 資 産	20,194,120	28,211,010	34,699,323
1 株当たり純資 産額 (円)	49,495	48,807	48,193

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社の主な事業は次のとおりとなっております。

- ① 当社が支援決定を行った対象事業者に対する出資
- ② 当社が支援決定を行った対象事業者に対する基金の拠出
- ③ 当社が支援決定を行った対象事業者に対する資金の貸付け
- ④ 当社が支援決定を行った対象事業者が発行する有価証券及び対象事業者が保有する有価証券の取得
- ⑤ 当社が支援決定を行った対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- ⑥ 当社が支援決定を行った対象事業者が発行する社債及び資金の借入に係る債務の保証
- ⑦ 当社が支援決定を行った対象事業者のためにする有価証券の募集又は私募
- ⑧ 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣
- ⑨ 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
- ⑩ 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密の開示
- ⑪ ⑩に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること
- ⑫ 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分
- ⑬ 債権の管理及び譲渡その他の処分
- ⑭ ①～⑬に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
- ⑮ 対象事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供
- ⑯ ①～⑮に掲げる業務に附帯する業務
- ⑰ ①～⑯に掲げるもののほか、当社の目的を達成するために必要な業務

(8) 主要な営業所

① 本社

東京都港区虎ノ門一丁目 21 番 19 号

② 主要な子会社の事務所

会社名	所在地
一般社団法人グリーンファイナンス推進機構	東京都港区

(9) 従業員の状況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
42 名（4 名）	+4 人（-1 人）	43.6 歳	1.7 年

（注）従業員数は就業人員であり、パート、嘱託、契約社員は（ ）内に年間の平均人数を外数で

記載しております。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) 会社の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（令和7年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 4,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 720,000 株

(3) 株主数 85 名

(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持ち株数	出資比率
財務大臣	501,000 株	69.58%
株式会社日本政策投資銀行	20,000 株	2.78%
株式会社みずほ銀行	10,000 株	1.39%
株式会社三井住友銀行	10,000 株	1.39%
株式会社三菱UFJ銀行	10,000 株	1.39%
三井住友信託銀行株式会社	10,000 株	1.39%
信金中央金庫	10,000 株	1.39%
株式会社りそなホールディングス	10,000 株	1.39%
スズキ株式会社	6,000 株	0.83%
農林中央金庫	6,000 株	0.83%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（令和7年3月31日現在）

（1）取締役、監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	重要な兼業の状況
代表取締役社長	田吉 禎彦	該当なし
取締役	上田 嘉紀	該当なし
取締役	熊倉 基之	該当なし
取締役	新井 良亮	近未来設計株式会社 代表取締役 株式会社埼玉りそな銀行 社外取締役 株式会社パルグループホールディングス 社外 取締役
取締役	大内 智重子	ナッシュ株式会社 社外取締役 大東建託株式会社 社外取締役 公益財団法人電通育英会 理事
取締役	小関 珠音	株式会社ジャパンディスプレイ 社外取締役 大阪公立大学大学院都市経営研究科 教授
取締役	武藤 めぐみ	独立行政法人国際協力機構 理事長特別補佐
監査役	野口 真有美	野口公認会計士事務所 所長 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグル ープ 社外監査役 株式会社 JSP 社外監査役

（注） 1. 取締役のうち、新井良亮、大内智重子、小関珠音及び武藤めぐみは、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 当社は執行役員制度を導入しており、令和7年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名
専務執行役員	上田 嘉紀
常務執行役員	熊倉 基之
執行役員	小原 一祥
執行役員	豊田 和宏
執行役員	柿田 浩之

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	7 名 (4 名)	74,556 千円 (22,000 千円)
監査役 (社外)	1 名	5,000 千円
計	8 名	79,556 千円

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況 (脱炭素化委員会における活動を含む。)

区分	氏名	主な活動状況
取締役 兼 脱炭素化委員会委員 (委員長)	新井 良亮	当事業年度開催の取締役会 16 回のうち、書面開催 1 回を除く 15 回全て、脱炭素化委員会 15 回全てに出席。企業経営・ビジネスに関わる高度な見識と豊富な経験を活かし、客観的かつ長期的視点から当社のステークホルダーの利益に資するための発言を適宜行っております。特に、経営戦略やリスクマネジメントに関し、専門的立場から監督、助言を行い、適正妥当な意思決定を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 兼 脱炭素化委員会委員	大内 智重子	当事業年度開催の取締役会 16 回のうち、書面開催 1 回を除く 15 回全て、脱炭素化委員会 15 回全てに出席。企業経営・ビジネスに関わる高度な見識と豊富な経験を活かし、客観的かつ長期的視点から当社のステークホルダーの利益に資するための発言を適宜行っております。特に、ブランディング・マーケティング・情報発信に関し、専門的立場から監督、助言を行い、適正妥当な意思決定を確保するための適切な役割を果たしております。

取締役 兼 脱炭素化委員会委員	小関 珠音	当事業年度開催の取締役会 16 回のうち、書面開催 1 回を除く 15 回全て、脱炭素化委員会 15 回全てに出席。企業経営・ビジネスに関わる高度な見識と豊富な経験を活かし、客観的かつ長期的視点から当社のステークホルダーの利益に資するための発言を適宜行っております。特に、ベンチャー投資や地域ビジネスの支援に関し、専門的立場から監督、助言を行い、適正妥当な意思決定を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 兼 脱炭素化委員会委員	武藤 めぐみ	当事業年度開催の取締役会 16 回のうち、書面開催 1 回を除く 15 回全て、脱炭素化委員会 15 回全てに出席。企業経営・ビジネスに関わる高度な見識と豊富な経験を活かし、客観的かつ長期的視点から当社のステークホルダーの利益に資するための発言を適宜行っております。特に、国際的な ESG ファイナンス等の動向に関し、専門的立場から監督、助言を行い、適正妥当な意思決定を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	野口 真有美	当事業年度開催の取締役会 16 回のうち、書面開催 1 回を除く 15 回全て、脱炭素化委員会 15 回のうち、14 回に出席。公認会計士としての専門的な見地から、当社のコーポレートガバナンスに資するための発言を適宜行っております。特に、財務・会計に関し、専門的立場から当社経営に対する実効性の高い監督を行い、適切な役割を果たしております。

(注) 当社は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき設立された株式会社であり、同法第 36 条の 17 条により、対象事業活動支援の対象となる者及び当該対象事業活動支援の内容の決定並びに株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定は、取締役会から脱炭素化委員会に委任されたものとみなされています。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結す

ることができる旨の規定を設けております。当社は、当該定款に基づき、社外取締役及び社外監査役全員との間で、当該役員がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。

⑤ その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑥ 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約について

当社は、当社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、役員賠償責任保険に加入しております。なお保険料は当社が全額負担しております。

当該契約は、被保険者が、その役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任に係る請求を受けることによって生ずる損害賠償金や争訟費用などを填補することとしております。ただし、職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該契約において、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事項の定めや、填補限度額（5 億円）の定めを設けております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（消費税を含みません。）

区 分	金 額
会計監査人としての報酬等の額	5,575 千円

(注) 監査役は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。監査役は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項に基づき、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、解任の必要があると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備について

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の整備について、次のとおり決議しております。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役員及び社員が事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先する体制の構築を目的として、取締役会決議によりコンプライアンス規程を定める。
 - ア. 当社は、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、各部署におけるコンプライアンス推進の体制を整備するとともに、コンプライアンスの実施状況について取締役会に定期的に報告する。
 - イ. 当社は、役員及び社員が遵守すべき法令及び社内ルールを明示したコンプライアンスマニュアルを整備し、当マニュアルの活用や研修等によりコンプライアンスの徹底を図る。
 - ウ. 当社は、法令又は社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかには社内外に相談・通報窓口を設け、その利用について役員及び社員に通知する。
 - エ. 当社は、暴力団等の反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ② 当社は、内部監査に関する内部監査規程を取締役会決議により定め、被監査部門から独立した内部監査部門により、実効性のある内部監査を実施する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として、取締役会の決議により、リスク

管理規程を定める。

- ② 当社は、リスク管理規程に基づき、リスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備を行う。
- ③ 緊急事態が発生した場合には、社長を本部長とする緊急対策本部を速やかに設置し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行う。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程、職務権限規程、投資経営会議規程その他の社内規程に基づいて業務運営を明文化し、業務を効率的に分担管理する。そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし、意思決定手続きの機動性向上を図る。また、当会社の設立目的の実現に向けて、年度毎及び中期の経営計画を策定し、その進捗状況を評価することにより、業務の着実かつ効率的な推進を図る。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会規程、脱炭素化委員会運営規程、文書管理規程等に基づき、重要な会議の議事録その他の取締役の職務執行に係る情報を記録し、適切に保存・管理する。取締役及び監査役はいつでもこれらの保存された文書を閲覧できるものとする。

(5) 会社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社との取引を行う際には、法令及び一般社団法人グリーンファイナンス推進機構管理規程に従い適切に行う。
- ② 子会社に対して当社の役員または、社員を派遣し、子会社における業務執行の監督・監査を行い、またそれらの監督・監査の活動を含めて当社の内部監査の対象としている。
- ③ 子会社の社内規程に基づいて業務運営を明文化させ、業務を効率的に分担管理させる。
- ④ 子会社のリスクを管理し、管理体制の有効性についてモニタリングする。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役への報告に対する体制

監査役の取締役会、脱炭素化委員会その他の重要な会議への出席を確保し、監査役が取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できる体制を確保する。

また、取締役及び使用人は、業務上の事故その他業務運営に影響を及ぼすと認められる重大な事項については速やかに監査役に報告を行うとともに、文書回付等の体制の運用を通じて、監査役へ適時適切な情報提供を実施する。

さらに、被監査部門から独立した内部監査部門による監査役に対する内部監査実施状況の定期報告等により、監査役が内部監査部門と連携して効率的に監査を実施できる体制を確保する。

加えて、法令違反その他のコンプライアンスに関する事案についての社員相談・通報の内容を監査役に報告する体制を確保する。

② 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

ア. 監査役の求めに応じ、監査役監査規程に基づき、監査役補助者を配置し、監査役の指揮命令の下、監査業務を補助させる。

イ. 監査役補助者の人事等その独立性に関する事項は、監査役の意向を尊重する。

③ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 代表取締役社長と監査役は、定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、当会社が対処すべき課題、当会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことにより相互認識と信頼関係を深め、監査役監査の実効性確保に努める。また、その他の取締役についても適宜、監査役との意見交換を行うものとする。

イ. 監査役の職務において生じる費用の支払又は必要に応じた前払については監査役監査規程において定め、監査役の職務執行の実効性を確保する。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における内部統制システムの運用状況の概要は以下の通りとなります。

① 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、内部監査部門を通じて得られた内容を踏まえ、コンプライアンス統括部門と連携し、コンプライアンスマニュアルをより組織内に浸透させるための研修等を実施するなどして、コンプライアンスの強化推進を図っております。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理所管部において、リスクの特定、回避、低減、モニタリングを実施しているほか、外部専門家からのアドバイスを通じて、役員・社員の安否確認システムを稼働させるとともに、業務継続計画(BCP)や情報セキュリティインシデント対応体制を整備し、危機発生時の対応力を強化しております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、会社執行部としての決定や取締役会に付議する案件について事前に社内幹部等により議論する会議を定例的に設けるなどして、適切に経営管理を行うための体制を確保しています。また、地球温暖化対策推進法第36条により、特定資金供給の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容の決定、保有する株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定、会社法第362条第4項第1号及び第2号に掲げ

る事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定は、取締役会から脱炭素化委員会に委任するなどして業務の効率的な推進を図っています。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役の経営判断、執行に関する議事録等必要な文書等を保存・管理しつつ、取締役及び監査役がいつでもそれら文書を閲覧できるようにしています。

⑤ 会社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社子会社である一般社団法人グリーンファイナンス推進機構へ役員、社員を派遣する一方で、子会社管理規程を制定し、同規程に基づく連絡調整会議を開催することなどにより、業務執行監督、管理体制のモニタリングを実施しております。

⑥ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、社外監査役1名が、取締役会に出席するとともに、毎年、役職員との面談を通じ、業務執行の状況、決算等の報告を受けております。

また、内部監査室との連携については、内部監査計画の策定にあたって、監査役から指摘があった前年度監査結果を踏まえた重点項目を掲げ、同監査計画の監査役への事前確認を実施し、内部監査実施後はその内容を監査役へ報告することを通じて、監査役との連携を強化しております。

当社は、監査役の職務を補助するため、1名の使用人を補助者として選任しています。

当社の監査役は、代表取締役及び会計監査人と適時協議し、監査役監査の実効性を確保しております。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。